

令和6年2月13日

事業主各位

一般社団法人 三条労働基準協会 会長

## 「テールゲートリフター作業従事者に係る特別教育」 の開催について

平素より、当協会の事業運営にご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、労働安全衛生法により、危険業務に就業させるときは、その業務に関する安全のための特別教育を実施しなければならないことが義務付けられています。

令和6年2月1日施行の改正労働安全衛生規則により、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます。

つきましては、当該業務に係る特別教育を下記の通り開催致しますので、ご案内申し上げます。

当初の案内では学科のみの予定でしたが実技も実施いたします。

### 記

#### 1. 期日・会場

期 日	時 間	会 場	受付期間	定 員
3月4日（月） （実技あり）	9:20 ～ 17:00	燕三条地場産業振興センター （三条市須頃1丁目17番地） ☎0256-32-2311	2月1日から	35名

\* 定員になり次第締め切らせていただきます。

#### 2. 講習内容

- (1) テールゲートリフターに関する知識 . . . . . 1.5時間
- (2) テールゲートリフター による作業に関する知識 . . . . . 2 時間
- (4) 関係法令 . . . . . 0.5時間
- (5) 学科確認テスト
- (6) 実技・DVD鑑賞 . . . . . 2.0時間

#### 3. 受 講 料

会員 8,800円 (非会員 10,800円) (テキスト代含む)

4. 申込み方法

(1) 申込書に記入の上、FAX又は郵送等で申込み下さい。

尚、受講料は、開催日の1週間前までに 銀行振込又は協会へ現金持参にて  
お願い致します。

☆申込先：〒955-0055 三条市塚野目2-5-10 (一社) 三条労働基準協会  
(TEL 0256-32-5130、FAX 0256-33-5110)

☆振込先：第四北越銀行三条支店普通預金No.0484564  
口座名(一社) 三条労働基準協会

振込手数料は受講者負担にてお願いします。

(2) 定員に達した場合は、締め切り日前でも受理をお断り致しますので予め  
ご了承下さい。

5. その他

(1) 受講申込および受講料入金を確認次第、受講票をFAXにて送付します。

(2) 尚、申込後のキャンセルにつきましては、講習会初日の1週間前から前日まで  
は事務手数料として1,000円、当日の場合は全額を徴収させていただきます。

(3) 全課程を修了した方には教育修了証を交付致します。

(4) 携行品は、筆記用具・昼食(外食可)・作業着等を持参してください。

※実技を駐車場にて実施いたします雨天等に対応できる服装を用意ください。

き り と り

テールゲートリフター作業従事者に係る特別教育申込書

開催日：令和 6年 3月 4日

協会員・非協会員 (○印をつけて下さい)

事業所名	TEL			FAX		
所在地	〒					
受講者氏名	生年月日	受講者氏名	生年月日	受講者氏名	生年月日	
	S・H 年 月 日		S・H 年 月 日		S・H 年 月 日	
	S・H 年 月 日		S・H 年 月 日		S・H 年 月 日	
	S・H 年 月 日		S・H 年 月 日		S・H 年 月 日	
請求書発行を希望される方は、左欄に○印・下記にメールアドレスを記入して下さい (原則としてメールにて請求書を送らせていただきます。) 尚、振込の場合も当日に領収書をお渡しいたします。(当協会は免税事業者です。) ※メールアドレス:						

上記の通り 名分の受講料 円にて申し込みます。

令和 年 月 日

申込み担当者

三条労働基準協会宛